



すまいるおおふな保育園

令和5年度

# 重要事項説明書

株式会社スマイルクルー



## 目 次

1	事業者の運営主体	p.1
2	事業の概要	p.1
3	施設・設備の概要	p.2
4	事業の目的、運営方針	p.3
5	職員体制	p.3
6	保育・教育を提供する日	p.4
7	保育・教育を提供する時間	p.4
8	利用料金	p.5
9	支払方法	p.6
10	提供する保育・教育の内容	p.6
11	給食等について	p.8
12	保護者に用意していただくもの	p.10
13	登園・降園について	p.11
14	保育園と保護者との連携について	p.12
15	健康診断、健康管理について	p.12
16	感染症対策について	p.13
17	医療的ケアが必要な児童の保育について	p.14
18	嘱託医	p.14
19	嘱託歯科医	p.15
20	地域防災拠点、広域避難場所	p.15
21	緊急時における対応	p.15
22	非常災害時の対策	p.16
23	非常事態発生時の対応について【地震】	p.16
24	非常事態発生時の対応について【風水害】	p.17
25	災害に向けて園での取り組み	p.17
26	日ごろの備え	p.18
27	賠償責任保険の加入状況	p.18
28	業務の質の評価について	p.19
29	苦情相談窓口	p.19
30	連携施設	p.19
31	地域の育児支援について	p.20
32	その他保護者に説明すべき事項	p.20

## すまいるおおふな保育園 重要事項説明書

保育・教育の提供の開始にあたり、当園があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

### 1. 事業者の運営主体

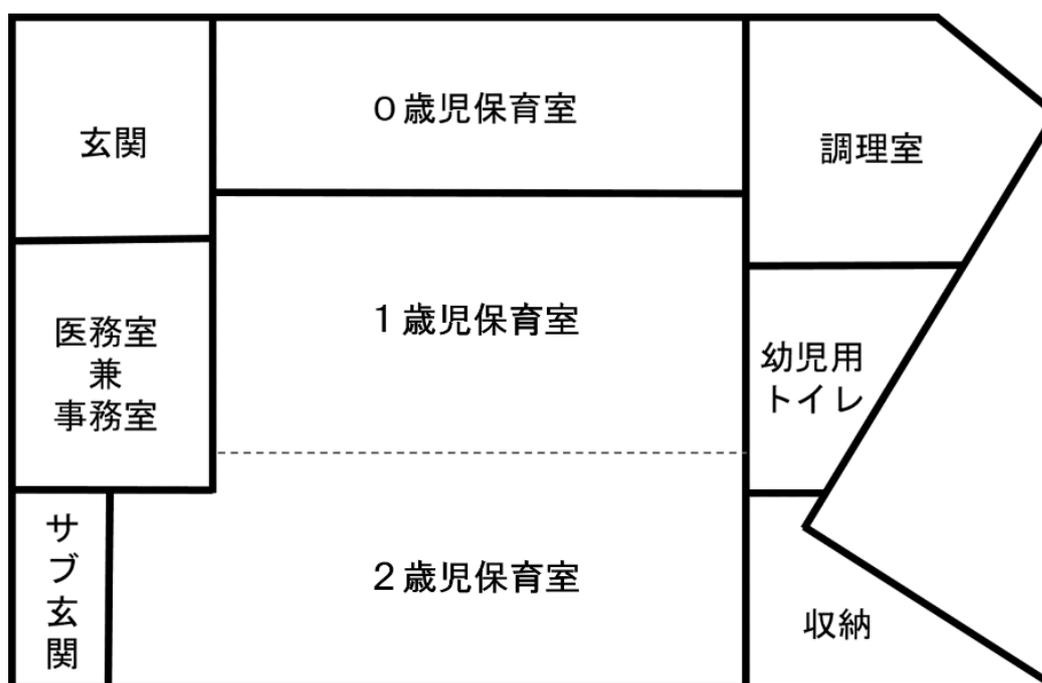
事業者の名称	株式会社スマイルクルー
事業者の所在地	横浜市西区平沼一丁目13番14号
事業者の電話番号・FAX	電話番号：045-316-4355      FAX:045-413-4356
代表者氏名	岡田 純一
定款の目的に定めた事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保育園、幼稚園及びこども園の経営</li> <li>・ 学童保育に関する事業</li> <li>・ 保育士養成のための研修及び養成に関する事業</li> </ul>

### 2. 事業の概要

種別	小規模保育事業A型		
名称	すまいるおおふな保育園		
所在地	横浜市栄区笠間二丁目2番1号 GRAND SHIP 4階		
電話番号・FAX	電話番号：045-443-5666      FAX:045-443-5660		
責任者氏名	加藤 沙耶香		
開設年月日	令和3年4月1日 小規模保育認可		
利用定員（年齢別）	0歳児	1歳児	2歳児
	3人	8人	8人
取扱う保育事業	延長保育		
事業所番号	1410052005568		

3. 施設・設備の概要 ※別添可

敷 地 面 積		8, 837.96 m <sup>2</sup>	
園 舎	構 造	RC (一部鉄筋コンクリート) 地上21階 地下2階建て 4階	
	延床面積	114.86 m <sup>2</sup>	
施設設備の 数と面積	0歳児室	1室	14.16 m <sup>2</sup>
	1歳児室	1室	31.55 m <sup>2</sup>
	2歳児室	1室	19.23 m <sup>2</sup>
	調理室	1室	12.29 m <sup>2</sup>
	幼児用トイレ	1個	9.56 m <sup>2</sup>
	事務室兼医務室	1室	9.77 m <sup>2</sup>
	その他		18.30 m <sup>2</sup>
設 備 の 種 類		冷暖房・床暖房	
屋外遊技場 (園庭)		屋外遊戯場 笠間岩井口公園 面積 304.65 m <sup>2</sup>	



#### 4. 施設の目的、運営方針

<p>目的</p>	<p>子ども達が安心して過ごせる居場所をつくり、社会に貢献できるような保育所運営をしていきます。 子ども達はもちろん、保護者、保育スタッフ、その他関わる全ての方々の「笑顔」の為に、もうひとつの《うち》を提供致します。</p>
<p>運営方針</p>	<p><b>【保育理念】</b>  <u>「enjoy!子育て」</u>          …子育ては、みんなでやればもっともっと楽しくなります。ともに分かち合うことで、子どもの可能性がぐんと広がります。  <u>「think!生きる力」</u>          …子どもが発する「なぜ?」「どうして?」を大切に、失敗を恐れずに行動する気持ちを育てます。子どものありのままを受け止め、見守ることで、自ら考え生み出していく力を培います。  <u>「natural!健康な身体」</u>          …自分が自分らしくいられるように、【みる・きく・ふれる・あじわう・かんじる】五感、直感、感性を大切にします。  <b>【保育方針】</b>          *働く保護者の視点に立ち、子育てを共に考えます。          *子どもが自主的に考え、行動できる姿を目指します。          *心身ともに健康で、自然体でいられる環境を整えます。  <b>【保育目標】</b>          ☆健康で明るい子ども          ☆友達と仲良く遊べる子ども          ☆心豊かな子ども          ☆意欲と思いやりのある子ども          ☆強く生き抜く事ができる子ども</p>

#### 5. 職員体制

<p>責任者</p>	<p>1 人 (資格：保育士資格)</p>
<p>保育士</p>	<p>13 人 (常勤： 5 人、非常勤 8 人)</p>
<p>栄養士</p>	<p>1 人 (常勤： 人、非常勤 1 人)</p>
<p>調理員</p>	<p>3 人 (常勤： 人、非常勤 3 人)</p>

6. 保育・教育を提供する日

開 所 日	月曜日～土曜日
休 所 日	日曜日・国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日年末年始(12月29日～翌年1月3日)

7. 保育・教育を提供する時間

(1) 開所時間

月 曜 日 から 金 曜 日	午前7時30分から午後7時00分まで
土 曜 日	午前7時30分から午後6時30分まで

(2) 保育標準時間認定に関する保育時間（11時間）

月曜日から金曜日の保育時間(11時間)	午前7時30分から午後6時30分まで
土曜日の保育時間(11時間)	午前7時30分から午後6時30分まで
延 長 保 育 時 間	夕：午後6時30分から午後7時00分まで ※土曜日は延長保育がありません

(3) 保育短時間認定に関する保育時間（8時間）

月曜日から金曜日の保育時間(8時間)	午前8時30分から午後4時30分まで
土曜日の保育時間(8時間)	午前8時30分から午後4時30分まで
延 長 保 育 時 間	朝：午前7時30分から午前8時30分まで 夕：午後4時30分から午後7時00分まで 土曜日は午後6時30分まで

## 8. 利用料金

利用料（利用者負担）	保護者が居住する市町村が定める利用料
延長保育料	基本単価 : 30分あたり 1,700円(月額) 10日以内利用 : 30分あたり 850円(月額) 第2子 : 50%減免 第3子 : 100%減免 A・B階層 : 50%減免 間食代 : 50円/回 (事前申し込みが必要です)
その他	寝具リース代 363円 シーツ代 2,420円/枚 カラー帽子代 1,700円 日本スポーツ振興センター災害共済一部負担金 300円/年 (要保護30円/年)

### 延長保育の考え方

- ・ 開所時間以外の時間、延長保育はありません。
- ・ 30分単位での算定です。
- ・ 設定した保育時間（8時間・11時間）を超える、前後の時間帯を利用する場合に「延長保育」となり、延長保育料の徴収対象となります。
- ・ 延長保育を利用する場合は、契約が必要です。

### ・標準時間保育（7:30～18:30）

7:30	18:30	19:00
延長保育は ありません	標準保育時間	延長保育 延長保育は ありません

18:30～開所時間の19:00までに延長保育をご利用された場合は、延長保育利用料がかかります。

※電車等の遅延等、突発的な理由で迎えが遅れた場合は、別途料金がかかります。

※やむを得ず、開所時間を過ぎて迎えに来た場合、時間外特別延長保育利用料として、15分1000円申し受けます。

### ・短時間保育（8:30～16:30）

7:30	8:30	16:30	19:00
延長保育は ありません	延長保育	短時間保育	延長保育 延長保育は ありません

開所時間7:30～8:30または16:30～開所時間の19:00までに延長保育をご利用された場合は、延長保育利用料がかかります。

※短時間保育利用の方は、延長保育はありませんが、仕事の都合で遅くなる可能性がある場合は、延長保育の適用となり、園との契約が必要です。

※電車等の遅延等、突発的な理由で迎えが遅れた場合は、別途料金がかかります。

※やむを得ず、開所時間を過ぎて迎えに来た場合、時間外特別延長保育利用料として、15分1000円申し受けます。

## 9. 支払方法

保育料等は口座引き落としとなります。

※月末に締めました保育料、延長保育料、その他雑費を翌月初めに請求書にてお知らせいたします。

保育料等は毎月20日が口座引き落とし日です。土・日・祝日と重なった場合は翌日となります。

## 10. 提供する保育・教育の内容

児童福祉法、子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、保育所保育指針・教育及び保育の内容に関する全体的な計画に沿って、乳幼児の発達に必要な保育・教育を提供します。

- ・働く保護者の視点に立ち、子育てを共に考えます。
- ・子どもが自主的に考え、行動できる姿を目指します。
- ・心身ともに健康で、自然体でいられる環境を整えます。

<毎日の保育・教育の流れ>※時間については目安となります

時間	乳児
7:30	開園
7:30	保育標準時間（11時間）開始
8:30	順次登園 自由遊び 保育短時間（8時間）開始
9:30	朝の会 おやつ・水分補給
9:50	遊び（室内外）・散歩
11:15	給食 （年齢によって前後します） 午睡準備、排泄等 午睡 （年齢によって前後します） 目覚め・排泄
15:00	おやつ 自由遊び 順次降園
16:30	保育短時間終了
18:30	保育標準時間終了
19:00	閉園

散歩のコース

近隣にある、笠間岩井口第二公園、笠間中央公園、笠間台公園等に散歩に行きます。

<クラス編成>

年 齢	クラス名
0 , 1 歳 児	もも
2 歳 児	ぶどう

<保育計画（年間）>

ク ラ ス	保育計画
0 歳 児	<ul style="list-style-type: none"> <li>安全で清潔な環境の中で、生理的欲求を満たし、心地よく過ごせるようにする。</li> <li>一人一人の発達に応じた援助のもと、離乳の完了や歩行の完成を促し、身の回りのものへの興味・関心を広げる</li> <li>特定の保育者との愛着関係を深め、心地よい気持ちのやりとりを重ねながら、豊かな感性や言葉の芽生えを育む。</li> <li>安全で活動しやすい環境を構成し、保育者に見守られながら、運動遊びを十分に楽しむ。</li> </ul>
1 歳 児	<ul style="list-style-type: none"> <li>安定した生活リズムで過ごし、身の回りのこと等に興味をもち、自分でやってみようとする。</li> <li>安心できる環境の中で好きな遊びを十分に楽しみ、好奇心を満たす。</li> <li>保育者との信頼関係のもと、安心して自分の意思や欲求を表す。</li> <li>遊びの中で、自分の思いを簡単な言葉やしぐさを使って表現し、身近な大人や友達との関わりを喜ぶ。</li> </ul>
2 歳 児	<ul style="list-style-type: none"> <li>安心できる保育者との関わりの中で、簡単な身の回りの事を自分でしようとする。</li> <li>興味のある事や経験した事を、自分なりに言葉で伝えたり表現したりする事を楽しむ。</li> <li>友達に関心をもち、同じ場で遊んだり、やり取りをしたりする楽しさを知る。</li> <li>保育者と一緒に、全身や手指を使った遊びを楽しむ。</li> </ul>
そ の 他 (年間行事)	入園式・進級式 健康診断（年2回） 歯科検診（年2回） 誕生日会 卒園式

11. 給食等について

	提供内容			
	おやつ	給食		おやつ
		主食	副食	
0 歳児	○	○	○	○
1 歳児	○	○	○	○
2 歳児	○	○	○	○

<給食の提供にあたって>

楽しく食べることや食育を通して様々な体験を重ね、「食を営む力」の基礎を作っていきます。

#### 【献立】

アレルギーフリー（卵・乳・小麦不使用）の和給食になっています。

※主食・副食・おやつを提供する完全給食

#### 【進め方・提供内容など】

0歳児：初めての離乳食は「ご家庭の味で」が大切です。初期1回食まではご家庭で進めて頂き、2回食になったお子様から園で対応します。

1回食のお子様には、自宅で食事をして頂き、食品目を増やせるようお願いいたします。離乳食の進め方については、栄養士と保育士と相談の下、個別に対応させていただきます。離乳が完了するまでは午前おやつ・午後おやつの提供はありませんのでご了承ください。

※フォローアップミルクについて：離乳食が主食ばかりに偏って副食を食べない場合に栄養を補完するものです。離乳食をよく食べる場合は不要です。1歳を過ぎましたら粉ミルクから牛乳に移行していきます。

1.2歳児：午前おやつ・昼食・午後おやつを提供します。

#### 【食育活動】

身近な食材に触れ、簡単な調理活動、収穫体験を取り入れていきます。

<アレルギー対応について>

※根拠となるマニュアル

- ①保育所におけるアレルギー対応ガイドライン（2019年改訂版：厚労省）
- ②保育所における食物アレルギー対応マニュアル（2014年発行：横浜市こども青少年局）
- ③食物アレルギー対応マニュアル（当園策定）

食物アレルギー予防の観点から、初めての食品については、すべてのお子さまにおいて、ご家庭で2回以上食べてから保育園で提供します。

アレルギーの適切な管理には医師による正しい判断がすべての出発点になります。アレルギー疾患により保育園での配慮が必要な場合は「生活管理指導票」を提出して頂きます。※面談や対応の詳細は個別に相談させていただきます。

アレルギー講習や研修に職員が積極的に参加して対応の向上に努めます。

12. 保護者に用意していただくもの

(1) 入園時にご用意いただくもの

**【各種書類】**

- ・ 児童の健康や体調を確認するもの(母子手帳のコピーや入園前健診結果等)
- ・ 各種保険証のコピー(健康保険証・健康乳児医療証)
- ・ 事前にお渡ししました入園書類一式(児童票・児童健康台帳等)

(2) 保育に必要なもの

- ・ 紙オムツ
- ・ 着替え
- ・ 歯ブラシ、うがい用コップ、巾着袋 (※2歳児クラス)
- ・ 戸外用靴 (※2歳児クラス)
- ・ ガーゼ (※0歳児クラス、授乳用)
- ・ 午睡用上掛け (大判のバスタオルや毛布など)
- ・ おしり拭き
- ・ ビニール袋
- ・ ビニール手袋

☆持ち物すべてに名前を記入して下さい。

(記入のないものはこちらで記入させていただきます)

☆毎日、朝・夕いずれかのご都合の良い時間に、ロッカーの荷物を確認・補充をお願い致します。

☆週末…バスタオル・シーツ・カラー帽子を持ち帰りいただき、洗濯をお願い致します。

☆週初め…上記のものをお持ちください。

(3) 服装・髪留めについて

- ・ 動きやすく、着脱しやすい服装が基本です。
- ・ 1, 2歳児は特に、生活の中で着脱が1人でできる事を目標にしていきますので、上下つながっている服、Gパン、後ろボタン等は避けるようお願い致します。又、ひもやフード等のひっかかりやすい服、スパンコールや飾りがついた服は避けて下さい。  
個人カゴに調節のきく長袖(カーディガン、シャツ等)を入れて頂くと便利です。季節に合わせておたより又は保育士が直接服装についてその都度伝えていくように致します。
- ・ 髪の毛が長いお子様は、ご家庭より結んで登園をお願いいたします。
- ・ 安全上、飾りのついたゴムやピンは使用しないようご協力お願い致します。

(4) その他ご用意いただくもの

- ・ ウェットティッシュ (月初め)
- ・ 雑巾：1枚 (偶数月)
- ・ 箱ティッシュ：1箱 (偶数月)

### 13. 登園・降園について

(1) 登園にあたっては、次の点に留意してください。

1. 朝は9時45分までに登園して下さい。玄関にQRコードリーダーを設置しておりますので、入った時点で打刻して下さい。  
当日遅れる場合・欠席する場合には、8:30~9:00の間に連絡をお願い致します。(コドモンでも可)
2. アレルギー対応が必要なお子様もいらっしゃる事が予測されます。登園時に、食べ物を口に入れたまま保育園内へ入室することや、園内に食べ物を持ち込まないようお願い致します。(誤食防止のため)
3. 朝の受け入れの際、お子さまの健康状態をお知らせ下さい。尚、風邪薬等を服用している場合は職員にその旨をお伝え下さい。
4. 登園の際は、カバンにひとまとめにした荷物を職員にお渡しください。
5. 朝から37.5℃以上の熱がある場合や24時間以内に発熱があった場合は、ご家庭での静養にご協力をお願い致します。  
37.5度以上熱がある場合や、熱がなくても園で嘔吐、2回以上の下痢等、脱水の心配がある場合は、迎えの連絡を入れます。前日から具合が悪い、当日熱が高めという場合には、仕事の段取りをつけておいて下さい。
6. 原則、私物(おもちゃ等)の持ち込みは禁止しております。  
慣らし保育中については、お子さまにとって心の拠りどころとなる場合もありますので、その際には職員までご相談下さい。

(2) 降園にあたっては、次の点に留意してください。

1. 迎えの時間が予定より10分以上遅れる場合は、早めに園へ連絡をお願い致します。基本的には契約時間内での迎えをお願い致します。
2. 同じ建物内には、商業施設利用者の方もいます。  
登園時もそうですが、共有部分(廊下や通路等)で大きな声を出したり、おしゃべりをしたりするのは、他の利用者の方のご迷惑になりますので、止めて下さい。迎え時の引き継ぎは、保育園内にて行いますので、迎えに来られましたら、まず保育園の中にお入り下さい。打刻は、職員からの引継ぎが終わり、お帰りの際に行ってください。

#### 14. 保育園と保護者との連携について

ご家庭との密接な連絡を保ち、お子さまを健やかに育てていきたいと考えております。保護者の皆さまのご協力をお願い致します。

1. 入園後2週間程度は、慣らし保育の実施をお願いしております。
2. 保護者の連絡先・電話番号・その他の連絡先を明確にしてください。  
また、就労先の決定及び変更・住所・家族構成等、届出内容に変更があった際には、速やかにお知らせ下さい。
3. 園からのお知らせには必ず目を通し、連絡帳には可能であれば前日の降園後から翌朝までのご家庭での様子をご記入下さい。
4. 保護者が休みの場合は、お子さまの休息に充て、一緒に過ごす時間を大切にしてください。
5. 集団生活の為、友だちとの関わりの中で、成長の過程のひとつとして噛みつきや引っかきのトラブルが予測されますのでご理解ください。
6. 園生活の様子は、0歳児は個々の園生活の様子を配信、1,2歳児はクラス全体の様子を活動記録として配信させていただきます。ご希望に応じて個人面談も行うことも可能です（通年）。

#### 15. 健康診断、健康管理について

##### (1) 健康診断

学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に規定する健康診断に準じて実施しています。

園児健康診断	全園児	2回
歯科健診	全園児	2回
身体計測	毎月	1回

##### (2) 健康管理、病気のときの対応

園では、朝受け入れ時の健康確認及び体温測定（朝・夕、他必要に応じて）の他に、体に触れて睡眠時のチェックを行い、SIDS防止に努めております。

0歳児：5分に1回　　1～2歳児：10分に1回

##### 【発熱時の対応】

37.5度熱がある場合や、熱がなくても園で嘔吐、2回以上の下痢等、脱水の心配がある場合は、お迎えの連絡を入れます。

朝から熱が高めの場合には熱が上がる可能性がありますので、仕事の段取りをつけておいて下さい。

熱が高い場合は、園で十分に水分をとり、首や脇等の部分を冷やし、安静な体勢で迎えを待つよう、対応しております。

#### 【「意見書」「登園届」について】

感染症に伴う登園の許可については『保育所における感染症対策ガイドライン(厚生労働省)』に準じて、登園停止期間を定めています。お子さまが感染症にかかり登園を再開する際には、「入園のしおり」にあります「医師が記入した意見書が必要な感染症」と「医師の診断を受け保護者が記入する登園届が必要な感染症」をご参考の上、お子さまの感染症名に当てはまる書類（意見書または登園届）にご記入頂き、保育園へ提出して下さい。保育園は集団の場ですので、ご理解とご協力をお願い致します。届出書はホームページからもダウンロードできます。

#### 【園での与薬について】

原則、園での与薬は行っておりませんが、慢性疾患に限り与薬を認める場合があります。

<該当する慢性疾患の薬>

- ・抗けいれん剤の一部
- ・心疾患用薬剤の一部など時間投薬の必要な薬剤
- ・熱性けいれんの予防薬

尚、与薬の際は「与薬依頼票」「主治医意見書」「薬剤情報書」が必要となります。

与薬が必要な場合、届出用紙は、園でお渡ししますので、ご相談ください。

#### 16. 感染症対策について

感染症又は食中毒が発生、又はまん延しないように、厚生労働省の「保育所における感染症対策ガイドライン」及び横浜市園医の手引きに則り、感染症及び食中毒の予防のための衛生管理を適切に実施します。

そのため、嘔吐物や排泄物などで汚れた衣類等は下洗いせず、ビニール袋に入れてお返しします。(本人にはまったく症状がないにも関わらず、血液、唾液、尿等の体液にウイルスや細菌が含まれていることがあります)

#### 【感染症対策】

- ・職員スタッフの毎月1回の検便実施
- ・大人及び子どもの手洗い・うがいの励行、消毒
- ・園児体温測定（登園時、午睡後）、室内換気、空調設備での温度調節
- ・排便排尿介助後の手洗い、消毒、使い捨て手袋の使用等で保育者からの媒介も防ぐようにする。
- ・嘔吐物の処理は、子どもの接触がないよう適切に処理をし、処理セットを、常備しておく。
- ・玩具消毒の徹底、食器の消毒(熱風消毒、感染症が流行っている時期は次亜塩素酸ナトリウムも必要に応じて使用する。)

**【食中毒予防対策】**

- ・調理や配膳方法で、調理場の環境（調理しやすい場であること）、衛生面（食器やテーブルの消毒等）食品の取扱（食品の産地や添加物等）には気を付け調理に携わる。
- ・調理員並びに保育者全員の毎月1回の検便実施。（調理員は7月～9月は2回）
- ・夏場など食中毒が特に流行る時期は、メニューや食品の取り扱いにも十分配慮する。  
市や区の衛生管理者とも密に連携をとり、その指示にも従い食中毒を発生させないように、事前に対策をとっていく。

**【発生した場合の連絡】**

- ・口頭または掲示、配信等でお知らせさせていただきます。また、管轄の区役所、お住まいの区役所に情報共有致します。

**【家庭内感染を防ぐために】**

- ①汚物を取り除き、付着した衣類等を水洗いする
- ②塩素系の漂白剤（次亜塩素酸ナトリウム）に浸け置き消毒する（15分）  
水1ℓに対して約20ml（500mlペットボトルキャップに2杯程度）  
※次亜塩素酸ナトリウムは脱色（漂白）作用がありますが、ノロウイルス、ロタウイルス等に有効とされています。使用時は換気を十分してください。

17. 医療的ケアが必要な児童の保育について

- ・お子さまが通う医師の診断に従いながら保育をしていきます。
- ・保護者・医師との連携を密にし、お子さまにあった保育ができるよう努めます。

18. 嘱託医

以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

医療機関の名称	本郷台こどもクリニック
医院長名	武田 義隆
所在地	横浜市栄区小菅ヶ谷 1-5-1-D
電話番号	045-895-5557

19. 嘱託歯科医

以下の歯科医と嘱託歯科医契約を締結しています。

医療機関の名称	ALBA 歯科&矯正歯科 大船
医院長名	小笠原 敬太
所在地	横浜市栄区笠間二丁目2番1号 GRAND SHIP2階
電話番号	045-392-4018

20. 地域防災拠点、広域避難場所

保育園近隣の地域防災拠点、広域避難場所は次のとおりです。

<地震>

地域防災拠点	西本郷中学校
広域避難場所	鎌倉女子大学大船キャンパス
一時避難所	笠間岩井口公園

<水害>

指定緊急避難場所	笠間小学校
----------	-------

21. 緊急時における対応

保育・教育の提供中に、子どもの健康状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、お子さまの保護者の方があらかじめ指定した緊急連絡先に連絡します。また、嘱託医又は子どもの主治医に相談する等の措置を講じます。

保護者と連絡が取れない場合には、乳幼児の身体の安全を最優先させ、当保育所が責任を持って、しかるべき対処を行いますので、あらかじめ御了承願います。

<近隣の緊急連絡先>

栄 警 察 署	0 4 5 - 8 9 4 - 0 1 1 0
栄 消 防 署	0 4 5 - 8 9 2 - 0 1 1 9
栄 区 役 所	0 4 5 - 8 9 4 - 8 1 8 1

## 22. 非常災害時の対策

非常災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者を定めています。

非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、毎月1回以上避難及び消火、救出その他必要な訓練を実施しています。

防火管理者	加藤 沙耶香
消防計画届出年月日	栄消防署 令和3年 4月 1日
避難訓練	毎月1回実施：火災避難訓練・地震避難訓練 年1回：風水害訓練 年2回実施：不審者訓練
防災設備	消火器、誘導灯、火災報知器 など

## 23. 非常事態発生時の対応について【地震】

### ①地震発生時

- ・保育時間中に大規模地震等の大きな地震が発生した場合は、原則的に保育園で迎えをお待ちしています。早急にお迎えをお願いします。
- ・災害時は指定の避難所へ避難します。コドモンや災害用伝言ダイヤルでお知らせします。
- ・大地震が起こった翌日など被害が大きい場合は園に連絡をし、様子を確認してから登園して下さい。ご家庭で待機させた方が安全と判断されて休む場合は、園に連絡をして下さい。安全を考慮し、無理な登園はおやめ下さい。

②地震等の緊急事態の場合、電話連絡ができない事態が予想されます。ご家庭でも災害時の避難や対応等(誰がお迎えに行くか、保育園へ向かう経路など)を良く話し合っておいて下さい。保護者がお迎えに来られなく、代理人がいらっしゃる場合でも登録されている方以外は応じられません。

※ 災害発生時緊急連絡票参照

③各ご家庭でも、テレビ・ラジオ・インターネット等で情報を把握し、お子さまの安全を最優先に考えて行動して下さい。

## 24. 非常災害時の保育園の対応【風水害】

### ①避難情報等が発令されている時の対応（午前6時時点）

	特別警報 (大雨・大雪・暴風・ 暴風雪・波浪・高波)	公共交通機関の計画運休 (完全運休)の予定が発表 される等、送迎が困難にな る恐れがある場合	警報・ 注意報以下
避難情報あり ○警戒レベル5（緊急安全確保） ○警戒レベル4（避難指示） ○警戒レベル3（高齢者等避難）	休園	休園	休園
避難情報なし	休園	※計画運休・完全運休中の 登園は控えてください	

「コドモン」にて配信しますので、必ずご確認のうえ登降園をしてください。

### ②特別警報等が午前6時以降に解除された場合

- ・計画運休、完全運休中の登園は控えてください
- ・基本的には運転が再開されてから2時間後より開園します。（コドモンにて配信）  
気象警報等が発令されていない場合であっても、公共交通機関の計画運休が想定される場合や交通状況により、保育従事者を複数配置できない場合は休園になります。  
また、複数配置ができる場合であっても通常の保育士配置が困難である場合は、園から保護者の皆様へ、登園自粛やお迎えのお願いを行います。対応が可能であればご協力をお願いします。
- ・停電による断水や床上浸水、施設の損壊等により、園児を安全に保育することが困難な場合は休園します。
- ・午前6時の時点で特別警報の発令又は公共交通機関の計画運休（完全運休）が発表されている場合、給食は中止します。登園するときは各自で弁当（離乳食）・水筒の持参をお願いします。

### ③保育中に避難情報等が発令された場合

玄関への掲示や伝言ダイヤル、コドモンでお知らせしますが、指定の場所に避難していますので早急なお迎えをお願いします。お迎えの方が変わる場合、身分を証明する物の提示をお願いします。

## 25. 災害に向けて園での取り組み

- ・2方向の避難経路を確保しています。
- ・非常用飲料水・非常食の備蓄を行っています。
- ・災害に備え、保育園では消防署の指導のもと、毎月1回の地震・火災を想定した避難誘導消火訓練、年1回の風水害を想定した訓練、年2回の不審者対応訓練を行っています。

- ・施設内及び近隣の危険箇所を把握し、定期的に安全点検を行っています。

26. 日ごろの備え

- ・保護者の連絡先を明確にしておいて下さい。

27. 賠償責任保険の加入状況

以下の保険に加入しています。

保険の種類	損保ジャパン賠償責任保険
保険の内容	園内でお子様が怪我をした場合の賠償責任保険
保険金額	<b>【施設】</b> 身体：1名 5,000万円／1事故 3億円 財物：1事故 300万円 <b>【生産物】</b> 身体：1名 5,000万円／1事故 3億円 財物：1事故 300万円

保険の種類	日本スポーツ振興センター災害共済
保険の内容	園内でお子様の不慮の災害
保険金額	<b>【負傷・疾病等】</b> （医療費が5,000円以上のもの） 医療費 <ul style="list-style-type: none"> <li>・療養に要する費用の額の4/10</li> <li>・高額医療の対象の場合、自己負担額の1/10を加算した額</li> <li>・入院時の食事療養費は標準負担額がある場合は、その額を加算した額</li> </ul> <b>【障害】</b> 障害見舞金 4,000万円～88万円 （通園中の災害は半額） <b>【死亡】</b> 死亡見舞金 1,500万円または3,000万円 （通園中の災害は半額）

28. 業務の質の評価について

保育所の自己評価	実施方法：保育士等の自己評価に基づき、全員で話し合い年1回以上、自己評価を実施 公表方法：園内掲示にて掲載
運営委員会	構成役員：運営委員長、副運営委員長、事務局、監査 実施方法：年2回以上開催 公表方法：園内掲示にて掲載

29. 苦情相談窓口

要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

相談・苦情受付担当者	氏名 加藤 沙耶香 電話番号 045-443-5666
相談・苦情解決責任者	氏名 齊藤 眞紀 電話番号 045-316-4355
第三者委員	<div style="background-color: black; width: 100%; height: 15px; margin-bottom: 5px;"></div> 電話番号 <div style="background-color: black; width: 100px; height: 15px; display: inline-block;"></div> <div style="background-color: black; width: 100%; height: 15px; margin-bottom: 5px;"></div> 電話番号 <div style="background-color: black; width: 100px; height: 15px; display: inline-block;"></div>

受付方法：例) 面接、電話、文書などの方法により、相談・苦情を受け付けています。玄関の入り口にご意見箱を設置しています。

30. 連携施設

連携施設の種類	幼稚園
名称	新大船幼稚園
所在地	横浜市栄区小菅ヶ谷三丁目 45 番 38 号
連携協力の概要	保育内容の支援、卒業後の受入れ

### 31. 地域の育児支援について

- ・近隣自治会行事への参加、周辺小中学校との交流等、散歩を通して地域住民の方との関わり合いに努めます。
- ・連携園や近隣保育園、訪問を定期的に保育計画に取り入れ、地域との交流をはかります。

### 32. その他保護者に説明すべき事項

#### 【産休明け保育事業(産休明け保育指定園)について】

産休明け保育指定園は生後57日目からのお子さまが入園できる保育園です。保護者と保育士とが連携してお子さまの健康状態を把握し、保育に活かしています。

1. 食事についてはお子さまの発達に合わせ、栄養士と保育士が連携して進めていきます。
2. 入園の前には、保育園にて集団生活を始める旨を、かかりつけ医へご相談下さい。

#### 【GRAND SHIP の全館休業日について】

1年に1回、電気設備等の点検のため、全館休業する日があります。休館当日は、園に入ることができませんので、下記の代替方法でできる限り対応致します。

1. 大船駅、または本郷台駅周辺の施設を借りて保育をします。  
(その場合、送迎の場所は代替施設になります。)
2. お子さまのストレスがないよう、できる限り日頃と同じ保育をします。